

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程の一部を
改正する規程制定の件

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程の一部を改正する
規程を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会訓令第 1 号

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程の一部を
改正する規程

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程（令和 2 年西宮市
教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「安全運転管理者及び副安全運転管理者」を「安全運転管理者（以
下「管理者」という。）及び副安全運転管理者（以下「副管理者」という。）」
に、「別表第 1」を「別表」に、「安全運転管理者又は副安全運転管理者」を
「管理者又は副管理者」に改める。

第 3 条中「安全運転管理者」は「管理者」に、「副安全運転管理者」は「副
管理者」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 5 条を次のように改める。

（委員会の組織）

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1） 教育総括室長

（2） 管理者及び副管理者

- (3) 公用自動車を管理する課及び学校園の長のうちから教育長が指名する者
 - (4) その他教育長が特に指名する者
- 2 委員長は、教育総括室長を、副委員長は、教育総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表するとともに会議を招集し、議事をつかさどる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 この規程に定めるものほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条関係）

安全運転管理者等

安全運転管理者	副安全運転管理者	担当する公用自動車
教育総務課長	教育総務課係長その他の職員	教育委員会の管理する公用自動車

付 則

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

（参考）

○提案理由

交通事故の防止対策、交通事故の原因調査その他安全運転に関する事項の協議を行う安全運転推進委員会を適切に開催するため。

西宮市教育委員会公用自動車の安全運転管理に関する規程

改正案	現行
(略) (安全運転管理者等の設置)	(略) (安全運転管理者等の設置)
第2条 公用自動車に関する安全運転管理者（以下「 <u>管理者</u> 」といふ。）及び副安全運転管理者（以下「 <u>副管理者</u> 」といふ。）は、別表に定めるとおりとする。ただし、同表に定める者が道路交通事故法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「 <u>総理府令</u> 」といふ。）第9条の9に規定する要件を備えていない場合には、その要件を備えるまでの間、別に教育長が定める者を <u>副管理者</u> とする。	第2条 公用自動車に関する安全運転管理者及び副安全運転管理者は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表に定める者が道路交通事故法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「 <u>総理府令</u> 」といふ。）第9条の9に規定する要件を備えた者を <u>安全運転管理者</u> 又は副安全運転管理者とする。
(安全運転管理者等の職務等)	(安全運転管理者等の職務等)
第3条 管理者は、総理府令第9条の10に規定する事項を処理するとともに交通事故防止対策を講じ、事故防止に努めなければならない。	第3条 安全運転管理者は、総理府令第9条の10に規定する事項を処理するとともに交通事故防止対策を講じ、事故防止に努めなければならない。
2 副管理者は、 <u>管理者</u> の業務を補助する。	2 副安全運転管理者は、 <u>安全運転管理者</u> の業務を補助する。
3 管理者及び副管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けなければならない。	3 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けなければならない。
(委員会の設置)	(委員会の設置)
第4条 交通事故の防止対策、交通事故の原因調査その他の安全運転に関する事項の協議を行うため安全運転推進委員会（以下「 <u>委員会</u> 」といふ。）を設置する。	第4条 交通事故の防止対策、交通事故の原因調査その他の安全運転に関する事項の協議を行うため安全運転推進委員会（以下「 <u>委員会</u> 」といふ。）を設置する。
2 委員会は、別表第2に掲げる委員をもつて組織する。	2 委員会は、別表第2に掲げる委員をもつて組織する。
3 委員長が特に必要と認めた場合は、前項の委員のほか臨時に委員を置くことができる。	3 委員長が特に必要と認めた場合は、前項の委員のほか臨時に委員を置くことができる。
(委員長及び副委員長の職務)	(委員長及び副委員長の職務)
第5条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表するとともに会議を招集し、議事をつかさどる。	第5条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表するとともに会議を招集し、議事をつかさどる。
(1) 教育総括室長	(1) 教育総括室長
(2) 管理者及び副管理者	(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(3) 公用自動車を管理する課及び学校園の長のうちから教育長が指名する者	(3) この規程に定めるもののほか、委員会の運営に關して必要な事項は、委員長が定める。
(4) その他教育長が特に指名する者	(4) その他教育長が特に指名する者
2 委員長は、教育総括室長を、副委員長は、教育総務課長をもつて充てる。	2 委員長は、教育総括室長を、副委員長は、教育総務課長をもつて充てる。
3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表するとともに会議を招集し、議事をつかさどる。	3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表するとともに会議を招集し、議事をつかさどる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 この規程に定めるものほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(略)

別表（第2条関係）

安全運転管理者等

安全運転管理者	副安全運転管理者	担当する公用自動車
教育総務課長	教育総務課係長その他の職員	教育委員会の管理する公用自動車

削除

別表第1（第2条関係）

安全運転管理者等

安全運転管理者	副安全運転管理者	担当する公用自動車
教育総務課長	教育総務課係長その他の職員	教育委員会の管理する公用自動車

別表第2（第4条関係）

安全運転推進委員会組織図

